第二条第三十三号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同条第二百十五号を同条第二百十九号とし、同条第二百九号から第二百十四号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二百八号を削り、同条第二百七号を同条第二百十二号とし、同条第二百六号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第二百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十一　措置法第六十八条の九十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第二百五号を同条第二百九号とし、同条第二百四号を同条第二百八号とし、同条第二百三号を同条第二百七号とし、同条第二百一号及び第二百二号を削り、同条第二百号を同条第二百六号とし、同条第百九十七号から第百九十九号までを六号ずつ繰り下げ、同条第百九十六号中「平成二十四年旧措置法第六十八条の八十の」を「平成二十六年旧効力措置法第六十八条の八十の」に改め、「（平成二十四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十四年旧措置法第六十八条の八十に」を「同条に」に、「おける平成二十四年旧措置法」を「おける平成二十六年旧効力措置法」に改め、同号を同条第二百二号とし、同条第百九十五号中「平成二十三年旧措置法第六十八条の八十の」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の八十の」に改め、「（平成二十三年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十六年旧措置法第六十八条の八十の」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の八十の」に改め、同号を同条第二百一号とし、同条第百九十四号を同条第二百号とし、同条第百九十三号中「平成二十四年旧措置法第六十八条の七十九第一項、」を「平成二十六年旧効力措置法第六十八条の七十九第一項、」に改め、「（平成二十四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の第九号に係る部分に限る。）」を削り、「平成二十四年旧措置法第六十八条の七十九第一項若しくは」を「同条第一項若しくは」に、「準用する平成二十四年旧措置法」を「準用する平成二十六年旧効力措置法」に、「又は平成二十四年旧措置法」を「又は平成二十六年旧効力措置法」に改め、同号を同条第百九十九号とし、同条第百九十二号中「平成二十三年旧措置法第六十八条の七十九第一項、」を「平成二十六年旧措置法第六十八条の七十九第一項若しくは」に、「準用する平成二十三年旧措置法第六十八条の七十九第一項若しくは」を「同条第一項若しくは」に改め、同号を同条第百九十一号とし、同条第百九十号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十六年改正法附則第百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法（第百九十九号及び第二百二号において「平成二十六年旧効力措置法」という。）」に改め、「（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）」を削り、「同条第一項又は第九項」を「これら」に改め、同号を同条第百九十六号とし、同条第百八十九号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、「（同条第一項の表の第一号から第五号まで、第七号から第十三号まで、第十六号、第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）」を削り、「同条第一項又は第九項」を「これら」に改め、同号を同条第百九十五号とし、同条第百八十八号を同条第百九十四号とし、同条第百八十七号を同条第百九十三号とし、同条第百八十六号を同条第百九十二号とし、同条第百八十五号を同条第百九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十二　平成二十六年旧措置法第六十八条の七十六第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百八十五号中「平成二十五年旧措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第百九十号とし、同条第百八十四号を同条第百八十九号とし、同条第百八十三号を同条第百八十八号とし、同条第百八十二号中「又は第五項」を「、第三項又は第五項」に、「これら」を「同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第三項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額又は同条第五項」に改め、同号に次のように加える。

イ　措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定

ロ　措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規定

ハ　措置法第六十八条の七十一第八項において準用する措置法第六十八条の七十第一項の規定

ニ　措置法第六十八条の七十一第九項において準用する措置法第六十八条の七十第七項の規定

第二条第百八十二号を同条第百八十七号とし、同条第百八十一号を削り、同条第百八十号を同条第百七十九号とし、同条第百七十五号を同条第百七十八号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第百八十三号とし、同条第百七十四号を同条第百七十七号とし、同条第百七十六号を同条第百八十号とし、同条第百七十二号を同条第百七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

百八十一　平成二十六年旧措置法第六十八条の六十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百七十五号を同条第百七十九号とし、同条第百七十四号を削り、同条第百七十三号を同条第百七十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

百七十七　平成二十六年旧措置法第六十八条の六十三第一項の規定（同項の表の第三号に係る部分に限る。）　同項に規定する連結法人が同号の下欄に掲げる事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

百七十八　措置法第六十八条の六十三第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の六十三第一項の規定　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　措置法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の下欄に掲げる事業　同項に規定する連結法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

(2)　措置法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の下欄に掲げる事業　同項に規定する連結法人が当該事業に係る同項に規定する政令で定める金額を有する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額

ロ　措置法第六十八条の六十三第二項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百七十二号を削り、同条第百七十一号を同条第百七十五号とし、同条第百七十号を同条第百七十四号とし、同条第百六十九号を同条第百七十三号とし、同条第百六十二号から第百六十六号までを六号ずつ繰り下げ、同条第百六十一号を削り、同条第百六十号を同条第百六十七号とし、同条第百五十六号から第百五十九号までを七号ずつ繰り下げ、同条第百五十五号中「措置法」を「平成二十六年旧措置法」に改め、同号を同条第百五十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百六十　措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

百六十一　措置法第六十八条の四十三の二第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

百六十二　措置法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額